

## 印紙税額一覧表(抜粋)

平成26年4月現在

17	<b>1 [売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書]</b> (注)1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(当該資産に係る権利を設定することを含む。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。  (注)2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。  (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が																																	
		<table border="1"> <tr> <th>5万円未満</th> <th>非課税</th> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え200万円以下</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え300万円以下</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え500万円以下</td> <td>1千円</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1千万円以下</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え2千万円以下</td> <td>4千円</td> </tr> <tr> <td>2千万円を超え3千万円以下</td> <td>6千円</td> </tr> <tr> <td>3千万円を超え5千万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>5千万円を超え1億円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え2億円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>2億円を超え3億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超えるもの</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>受取金額の記載のないもの</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>営業に関しないもの</td> <td>非課税</td> </tr> </table>	5万円未満	非課税	100万円以下	200円	100万円を超え200万円以下	400円	200万円を超え300万円以下	600円	300万円を超え500万円以下	1千円	500万円を超え1千万円以下	2千円	1千万円を超え2千万円以下	4千円	2千万円を超え3千万円以下	6千円	3千万円を超え5千万円以下	1万円	5千万円を超え1億円以下	2万円	1億円を超え2億円以下	4万円	2億円を超え3億円以下	6万円	3億円を超え5億円以下	10万円	5億円を超え10億円以下	15万円	10億円を超えるもの	20万円	受取金額の記載のないもの	200円	営業に関しないもの
5万円未満	非課税																																		
100万円以下	200円																																		
100万円を超え200万円以下	400円																																		
200万円を超え300万円以下	600円																																		
300万円を超え500万円以下	1千円																																		
500万円を超え1千万円以下	2千円																																		
1千万円を超え2千万円以下	4千円																																		
2千万円を超え3千万円以下	6千円																																		
3千万円を超え5千万円以下	1万円																																		
5千万円を超え1億円以下	2万円																																		
1億円を超え2億円以下	4万円																																		
2億円を超え3億円以下	6万円																																		
3億円を超え5億円以下	10万円																																		
5億円を超え10億円以下	15万円																																		
10億円を超えるもの	20万円																																		
受取金額の記載のないもの	200円																																		
営業に関しないもの	非課税																																		
	<b>2 [売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書]</b> (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が																																	
	<table border="1"> <tr> <th>5万円未満</th> <th>非課税</th> </tr> <tr> <td>5万円以上</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>受取金額の記載のないもの</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>営業に関しないもの</td> <td>非課税</td> </tr> </table>	5万円未満	非課税	5万円以上	200円	受取金額の記載のないもの	200円	営業に関しないもの	非課税																										
5万円未満	非課税																																		
5万円以上	200円																																		
受取金額の記載のないもの	200円																																		
営業に関しないもの	非課税																																		

\* 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

例:【記載金額は48,000円になる】⇒ 金51,840円(うち消費税等3,840円)、  
 または 金51,840円(税抜価格48,000円) ⇒印紙税は非課税となる

【記載金額は51,840円になる】⇒ 金51,840円 ⇒印紙税は200円となる

一般に債権と債務を相殺した場合において、その事実を証明する方法として領収書を作成することがあります。この領収書は、領収書としての表示がなされていますが、現実には金銭又は有価証券の受領事実はないのですから印紙税法上の受取書には該当しません。しかし、たとえ相殺の事実を証明するために作成される領収書であってもその事実が文書上明らかでないときには、その領収書は文書上は金銭又は有価証券の受領事実を証明しているとみられますので、印紙税法上の受取書に該当することになります。なお、一部の金額については相殺とし、残りの金額を金銭等で受領したことの文書(いわゆる「一部相殺の領収証」)は、その相殺に係るものであることが明らかにされている金額については受取金額には当たらないものとして取り扱われることとなります。

クレジット販売の場合には、信用取引により商品を引き渡すものであり、その際の領収書であっても金銭又は有価証券の受領事実がありませんから、表題が「領収書」となっても、第17号の1文書には該当しません。なお、**クレジットカード利用の場合であっても、その旨を「領収書」に記載しないと、第17号の1文書に該当することになります。**